

## 規制シート(様式)

200197001390001

平成28年12月22日

|                    |  |                    |   |
|--------------------|--|--------------------|---|
| 規制の名称              | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による規制  | 所管府省               | 環境省   |
| 根拠法令等              | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律139号)  | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 水・大気環境局土壌環境課長<br>是澤 裕二  |
| 規制目的               | 農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。  |                    |   |
| 規制内容の概要            | <p>土壌や農作物等に含まれ特定有害物質の種類や量等からみて、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産もしくは農作物等の生育が阻害されると認められるまたはそのおそれが著しいと認められる場合には、都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域に指定することができるとしている。</p> <p>農用地土壌汚染対策地域を指定した場合には、都道府県知事は農用地土壌汚染対策計画を策定及び農用地土壌汚染対策事業を実施し、その後、指定要件に合致しなくなった場合には農用地土壌汚染対策地域の指定を解除することとしている。</p> | 関連する予算             | <p>土壌汚染対策費（平成28年度予算額 287,883千円の内数）</p> <p>農村地域防災減災事業（平成28年度農林水産省予算額 50,768,166千円の内数）</p> <p>強い農業づくり交付金（平成28年度農林水産省予算額 20,784,773千円の内数）</p>                          |
| 規制の最近の改廃経緯         | 対策計画の内容のうち、その他必要な事項に係る規定については、計画事項として示しておくなくとも、地方自治体が自主的に計画に記述するものと考えられるため、削除された。(平成23年8月)   | 関連する政策評価結果         | 平成27年度政策評価(事後評価)<br>( <a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_4.pdf">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_4.pdf</a> ) |
| 規制を維持、改革又は新設する理由   | 毎年実施している施行状況調査の結果によれば、農用地土壌汚染対策事業が完了し対策地域の指定が解除された面積は年々増加しているが、現在も対策事業を実施している地域がある他、近年においても、新たに農用地土壌汚染対策地域に指定され、農用地土壌汚染対策事業に取り組んでいる地域があることから、引き続き、規制の維持が必要と考えられる。  | 規制の維持、改革又は新設の別     | 規制の維持   |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | —  |                    |   |
| 見直し条項              | —  |                    |   |
| 次の見直し時期            | 平成33年度   |                    |   |